

# 社債発行届出目論見書

平成19年 2 月



首都高速道路株式会社

1. この届出目論見書により行う社債10,000百万円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年2月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格、利率および申込証拠金等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第四部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 社債発行届出目論見書

発行価格 未定

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

## 目次

【表紙】	
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第二部 【企業情報】	7
第1 【企業の概況】	7
1 【主要な経営指標等の推移】	7
2 【沿革】	9
3 【事業の内容】	10
4 【関係会社の状況】	13
5 【従業員の状況】	15
第2 【事業の状況】	16
1 【業績等の概要】	16
2 【生産、受注及び販売の状況】	20
3 【対処すべき課題】	20
4 【事業等のリスク】	21
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態及び経営成績の分析】	28
第3 【設備の状況】	32
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	32
2 【道路資産】	35
第4 【提出会社の状況】	38
1 【株式等の状況】	38
2 【自己株式の取得等の状況】	40
3 【配当政策】	40
4 【株価の推移】	40
5 【役員の状況】	41
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	43
第5 【経理の状況】	46
1 【連結財務諸表等】	47
2 【財務諸表等】	90
第6 【提出会社の株式事務の概要】	136
第7 【提出会社の参考情報】	137
第三部 【提出会社の保証会社等の情報】	138
第1 【保証会社情報】	138
第2 【保証会社以外の会社の情報】	138
第3 【指数等の情報】	140
[監査報告書]	141

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年2月26日
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 鋼太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 森山 幸男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 森山 幸男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 10,000百万円 （注）一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	首都高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円（有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
発行価格（円）	未定 （平成19年3月6日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成19年3月14日から平成19年3月20日までの間に決定する予定である。）
利率（%）	未定 （平成19年3月6日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成19年3月14日から平成19年3月20日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年2月28日及び8月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成19年8月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各28日にその日までの前半箇年分を支払う。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 （4）償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）「14. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成24年3月19日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成24年3月19日にその総額を償還する。 （2）償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）「14. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定 （申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。） 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成19年3月20日（注）15
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店



#### 4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- (6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなきとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
- (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

#### 5. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

#### 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本（注）6に定める方法による。

#### 8. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に物上担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
- (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

#### 9. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

#### 10. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

#### 11. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めのないものとする。

#### 12. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

#### 13. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

#### 14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関・登録機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成19年3月6日から平成19年3月20日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成19年3月14日から平成19年3月20日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成19年3月26日から平成19年3月30日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月14日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月26日」となることがありますのでご注意ください。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名または名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,000	未定
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	5,000	
計	—	10,000	—

(注) 引受人及び引受金額については、上記の通り内定しているが、引受けの条件を平成19年2月27日から平成19年3月16日までの間に決定し、平成19年3月14日から平成19年3月20日までの間に引受けならびに募集取扱契約を調印する予定である。

### (2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	未定

(注) 社債管理者は、上記の通り内定しているが、委託の条件を平成19年2月27日から平成19年3月16日までの間に決定し、平成19年3月14日から平成19年3月20日までの間に社債管理委託契約を調印する予定である。

## 3【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
10,000	25	9,975

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,975百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金に充当する予定であります。

なお、かかる新設、改築、修繕又は災害復旧の計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 2 道路資産 (3) 道路資産の建設、除却等の計画」をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重疊的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路（注1）の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日に機構との間で締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては重疊的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により重疊的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債にかかる債務を引き受けた場合には、機構法第15条第2項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者（ただし機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債にかかる債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等（1）機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

- （注）
1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
  2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとしします。）をいいます。
  3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となります。

#### (1) 連結経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成18年3月
営業収益（百万円）	143,749
経常利益（百万円）	5,201
当期純利益（百万円）	2,935
純資産額（百万円）	29,935
総資産額（百万円）	402,986
1株当たり純資産額（円）	1,108.73
1株当たり当期純利益金額（円）	108.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—
自己資本比率（%）	7.4
自己資本利益率（%）	10.3
株価収益率（倍）	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△52,487
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,905
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	39,067
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	50,807
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	2,633 [1,057]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第1期連結会計年度は平成17年10月1日から平成18年3月31日であり、自己資本利益率についても当連結会計年度の当期純利益を基に算出しております。

4. 当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成18年3月
営業収益（百万円）	143,749
経常利益（百万円）	5,201
当期純利益（百万円）	2,936
資本金（百万円）	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000
純資産額（百万円）	29,936
総資産額（百万円）	402,943
1株当たり純資産額（円）	1,108.74
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)
1株当たり当期純利益金額 （円）	108.74
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額（円）	—
自己資本比率（%）	7.4
自己資本利益率（%）	10.3
株価収益率（倍）	—
配当性向（%）	—
従業員数（人）	1,152

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 3. 第1期事業年度は平成17年10月1日から平成18年3月31日であり、自己資本利益率についても当事業年度の当期純利益を基に算出しております。  
 4. 当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。  
 5. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2【沿革】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までを第1期連結会計年度及び第1期事業年度としており、平成17年10月以降の沿革は、以下のとおりです。

年 月	事 項
平成17年10月	首都高速道路株式会社設立
平成18年2月	首都高速道路サービス㈱（連結子会社）設立
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「都道首都高速1号線等に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人首都高速道路協会から、首都高速道路サービス㈱が休憩所事業のうち休憩施設、店舗運営事業等及び高架下占用駐車場事業の一部を譲受け
平成18年9月	首都高速道路サービス㈱が首都高保険サポート㈱（連結子会社）及び首都高パートナーズ㈱（連結子会社）を設立
平成18年12月	持分法適用関連会社であったトラスティーロード㈱を連結子会社化

### 3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社4社及び関連会社8社（平成18年12月31日現在））は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

#### (1) 高速道路事業

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市等を含む。）（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業における主要な業務ごとの内訳は、以下のとおりであります。

料金收受業務	トラスティード(株)（注3）、(株)エヌティジェー（注4）、ユニ(株)（注4）、(株)とうさい（注4）、(株)エフイージー（注4）、(株)トーワン（注4）、横浜アールエス(株)（注4）、ケイエス(株)（注4）
交通管理業務	首都高パトロール(株)（注4、5）
保全点検業務	当社
維持修繕業務	当社

- (注) 1. 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市等  
2. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
3. トラスティード(株)は、従来持分法適用関連会社でありましたが、平成18年12月27日、当社が同社の全株式の52%を取得し、連結子会社となりました。  
4. 持分法適用関連会社であります。  
5. 首都高パトロール(株)は、平成18年12月1日にとうしん(株)から商号変更いたしました。

#### (2) 駐車場事業

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下占用駐車場事業等を行っております。

そのうち都市計画駐車場事業については、当社が運営及び管理を行っております。また、高架下占用駐車場事業については、連結子会社である首都高速道路サービス(株)が運営及び管理を行っております。

#### (3) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

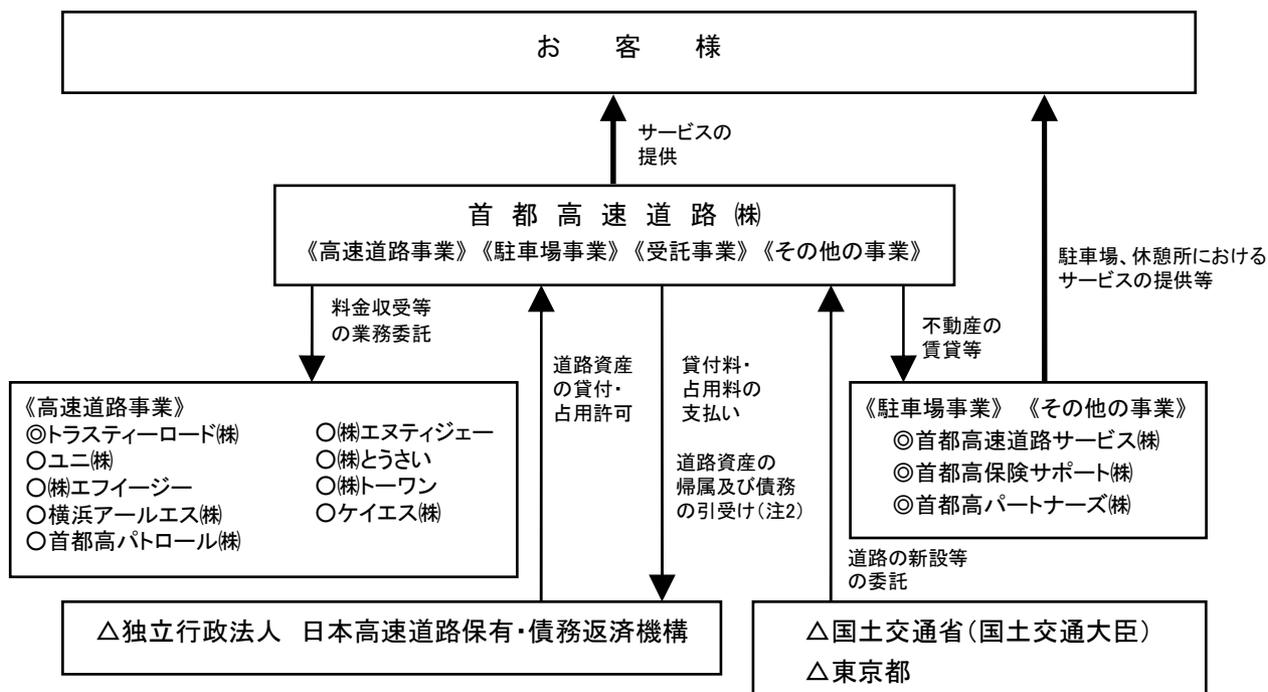
#### (4) その他の事業

その他の事業においては、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を行っております。

そのうち、休憩所等事業については、高速道路の休憩施設等の運営及び管理等を行っており、11箇所の休憩所内商業施設は、連結子会社である首都高速道路サービス(株)が運営及び管理を行っております。また、高架下賃貸施設事業については、当社が高速道路の高架下を利用した賃貸施設の運営及び管理を行っております。

なお、当社グループでは、平成18年9月21日に連結子会社として設立いたしました首都高保険サポート(株)及び首都高パートナーズ(株)を通じて、損害保険代理店事業及び労働者派遣事業等も行っております。

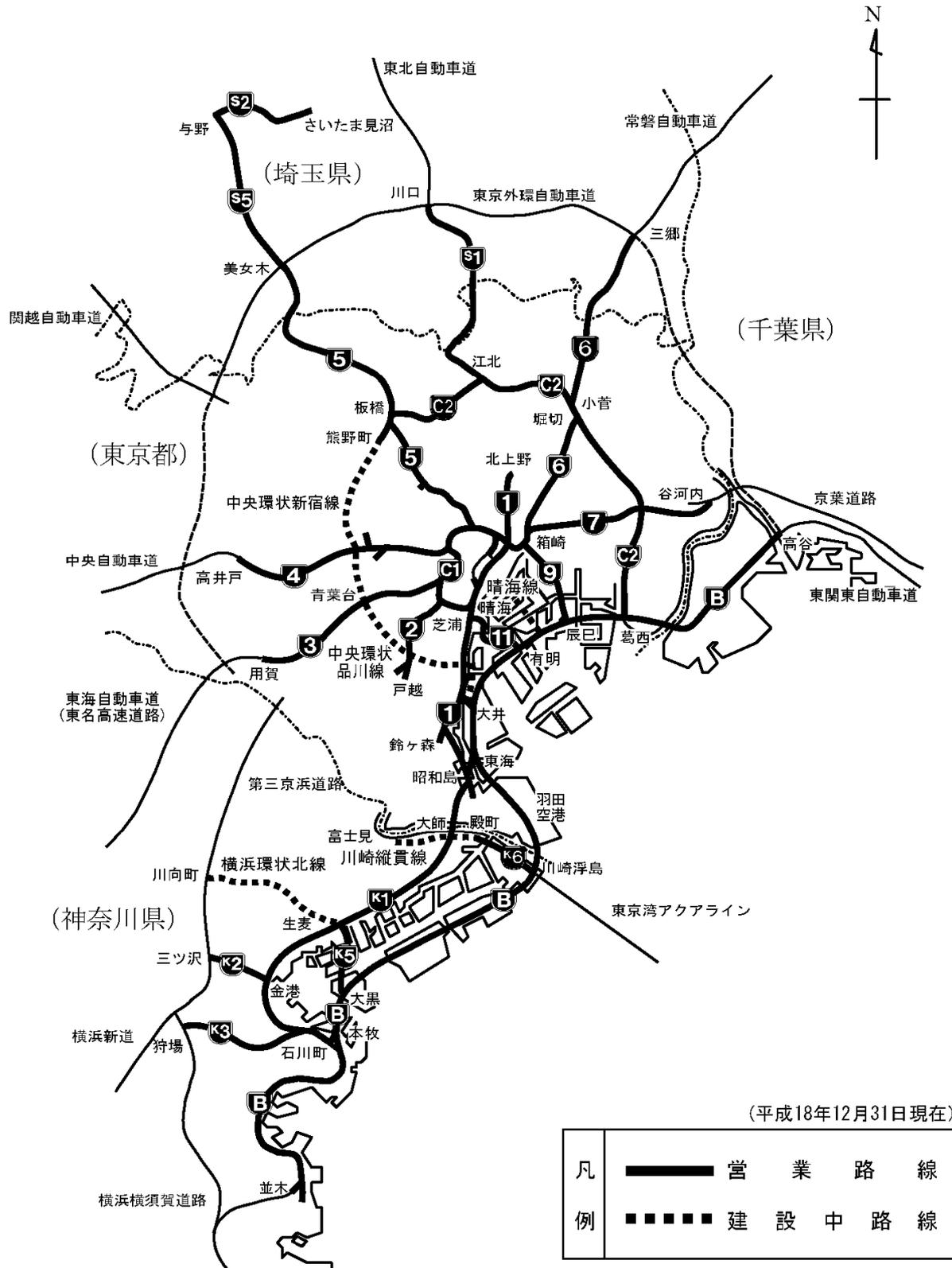
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。（平成18年12月31日現在）



(注)1. ◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。

2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内において当該道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

# 首都高速道路図



(平成18年12月31日現在)

凡	——	営業路線
例	- - - -	建設中路線

#### 4【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

(平成18年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
首都高速道路サービス㈱	東京都港区	30	駐車場事業、 その他の事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 当社が管理する高速道路の休憩所内商業施設及び高架下占用駐車場の運営及び管理を行なうことを目的に、平成18年2月14日に設立されました。首都高速道路サービス㈱は、平成18年4月1日付で、財団法人首都高速道路協会から休憩所事業のうち休憩施設、店舗運営事業等及び高架下占用駐車場事業の一部を譲り受け、同日以降各事業を行っております。また、一部の休憩施設に係る土地を賃貸しております。

なお、平成18年9月21日に損害保険代理店事業等を行うことを目的として首都高保険サポート㈱を、また、労働者派遣事業等を行うことを目的として首都高パートナーズ㈱を首都高速道路サービス㈱の全額出資によりそれぞれ設立しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
首都高保険サポート㈱	東京都港区	10	その他の事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高パートナーズ㈱	東京都港区	10	その他の事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名

(注) 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数となっております。

## (2) 持分法適用の関連会社

(平成18年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
トラスティード(株) (注3)	東京都港区	30	高速道路事業	0.0 [40.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)エヌティジェー	東京都板橋区	30	高速道路事業	0.0 [40.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ユニ(株)	東京都港区	30	高速道路事業	0.0 [20.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)とうさい	東京都北区	30	高速道路事業	0.0 [20.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)エフイージャー	東京都台東区	30	高速道路事業	0.0 [20.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)トーワン	東京都江東区	40	高速道路事業	0.0 [34.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
横浜アールエス(株)	横浜市神奈川区	30	高速道路事業	0.0 [40.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ケイエス(株)	横浜市中区	30	高速道路事業	0.0 [20.0]	料金收受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
とうしん(株) (注4)	横浜市中区	30	高速道路事業	0.0 [27.3]	東東京管理局及び神奈川管理局が管理する首都高速道路における巡回、管制業務等を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の [ ] 内は、緊密な者の所有割合で、外数となっております。
3. 平成18年7月1日付けで当社従業員が代表取締役社長及び執行役員に就任(各1名、合計2名)しております。なお、平成18年12月27日に持分法適用関連会社から連結子会社へ変更になっております。
4. とうしん(株)は、平成18年12月1日に商号を首都高パトロール(株)に変更しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成18年12月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	2,481
受託事業	[1,142]
駐車場事業	46
その他の事業	[1]
全社 (共通)	131
計	2,658 [1,143]

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

### (2) 提出会社の状況

(平成18年12月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,118	41.9	16.9	9,118,304

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、首都公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、首都高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。当社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了しますが、設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

また、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の実績がないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

#### (1) 業績

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当連結会計年度のわが国経済は、年度前半は輸出や個人消費の伸びが鈍化するなど、景気回復が緩やかでしたが、後半にかけて、企業収益の改善、民間設備投資の増加、個人消費の伸びなど国内民間需要に支えられた景気回復を続けました。

当連結会計年度の業績は、営業収益143,749百万円、営業利益5,560百万円、経常利益5,201百万円、法人税等を控除した当期純利益は2,935百万円となりました。なお、事業の種類別セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

##### （高速道路事業）

高速道路事業においては、利用交通量が東京・神奈川・埼玉料金圏とも好調に推移した結果、当連結会計年度の高速道路事業の営業収益は142,666百万円となりました。営業費用については、民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により136,760百万円となり、以上の結果、営業利益は5,905百万円となりました。

##### （駐車場事業）

駐車場事業においては、都市計画駐車場における時間貸し及び定期駐車収入等により営業収益が682百万円になりました。営業費用については、同駐車場の管理業務委託及び減価償却費等により1,043百万円となり、以上の結果、営業損失は361百万円となりました。

##### （受託事業）

受託事業においては、都道首都高速1号線と一体構造物となっている他の道路の耐震補強工事をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことなどにより、営業収益は330百万円、営業費用は321百万円となり、以上の結果、営業利益は9百万円となりました。

##### （その他の事業）

その他の事業においては、当社が運営及び管理する高架下賃貸施設の賃貸収入等により、営業収益は69百万円となりました。営業費用については、同施設の管理費等により63百万円となり、以上の結果、営業利益は6百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間連結会計期間の業績は、営業収益152,434百万円、営業利益10,188百万円、経常利益10,258百万円、法人税等を控除した中間純利益は6,080百万円となりました。なお、事業の種類別セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、利用交通量が引き続き堅調に推移した結果、当中間連結会計期間の高速道路事業の営業収益は148,881百万円となりました。営業費用については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により138,934百万円となり、以上の結果、営業利益は9,947百万円となりました。

（駐車場事業）

駐車場事業においては、都市計画駐車場の時間貸し及び定期駐車収入等により営業収益が1,267百万円になりました。営業費用については、主に減価償却費により1,053百万円となり、以上の結果、営業利益は213百万円となりました。

（受託事業）

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことなどにより、営業収益は2,010百万円、営業費用は2,004百万円となり、以上の結果、営業利益は5百万円となりました。

（その他の事業）

その他の事業においては、当社が運営及び管理する高架下賃貸施設の賃貸収入等により、営業収益は274百万円となりました。営業費用については、同施設の管理費等により253百万円となり、以上の結果、営業利益は21百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益5,201百万円に加え、非資金項目である減価償却費が2,283百万円となりましたが、仕掛道路資産の増加額が61,670百万円となったこと等から、営業活動によるキャッシュ・フローは、52,487百万円の資金支出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

主に、料金所施設、E T C設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは1,905百万円の資金支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

道路建設関係長期借入れによる収入47,378百万円、道路建設関係社債（政府保証債）の発行による収入9,894百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額18,205百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、39,067百万円の資金収入となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、期首に比べ15,325百万円減少し、50,807百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前中間純利益10,713百万円に加え、非資金項目である減価償却費が2,281百万円となりましたが、仕入債務の減少額が25,328百万円となったこと等から、営業活動によるキャッシュ・フローは、24,529百万円の資金支出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

主に、料金所施設、E T C設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは、1,526百万円の資金支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

道路建設関係長期借入れによる収入26,194百万円、道路建設関係社債（政府保証債）の発行による収入9,944百万円等による収入があった一方、機構法第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額21,884百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、14,143百万円の資金収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ11,911百万円減少し、38,896百万円となりました。

（参考情報）

提出会社の第1期事業年度（自平成17年10月1日 至平成18年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」及び「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」は、以下のとおりであります。

（注） これらの明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

自 平成17年10月1日

至 平成18年3月31日

（単位：百万円）

1. 営業収益		
料金収入	121,817	
道路資産完成高	17,701	
その他の売上高	3,147	142,666
	<hr/>	
2. 営業外収益		
受取利息	4	
土地物件貸付料	48	
雑収入	117	170
	<hr/>	
高速道路事業営業収益等合計		<hr/> 142,836

高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表

自 平成17年10月1日

至 平成18年3月31日

(単位：百万円)

1. 営業費用			
道路資産賃借料			85,905
道路資産完成原価			
建設費			
労務費	418		
外注費	16,131		
経費	386		
金利等	162		
一般管理費人件費	145		
一般管理費経費	82	17,328	
除却工事費用その他			
外注費	373	373	17,701
管理費用			
維持修繕費			
人件費	867		
経費	15,691	16,558	
管理業務費			
人件費	893		
経費	11,194	12,088	
一般管理費			
人件費	1,753		
経費	2,753	4,507	33,153
2. 営業外費用			
支払利息		29	
回数券払戻関連費用		414	
雑損失		62	505
高速道路事業営業費用等合計			137,266
3. 法人税、住民税及び事業税			2,258
高速道路事業総費用合計			139,525

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3【対処すべき課題】

当社グループでは、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、第2期連結会計年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートしたところであります。

また、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力しております。

さらに、当社は平成18年度から3か年を計画期間として、初めての中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」を策定しました。この中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」は、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という当社の経営理念（ミッション）に立脚し、その確実な実現を図っていくために策定したもので、「お客様第一」、「地域社会との共生」、「社会的責任」、「自立する経営」、「活力あふれる職場」という5つの理念に基づく経営方針と、主要な数値目標により構成されております。

今後は、上記中期経営計画に基づき、民営化の趣旨を踏まえて、民間企業としてより経済合理性に基づいた経営判断をまいります。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券届出書提出日（平成19年2月26日）現在において判断したものであります。

### 1. 民営化について

#### (1) 経緯

当社は、首都公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

#### (2) 高速道路株式会社法

##### ① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

##### ② 概要

###### (ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

###### a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

###### c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

###### d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

###### f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

- g 定款の変更等（第13条）  
 高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (イ) その他の規制事項
  - a 調査への協力（第7条）  
 高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。
  - b 会計の整理等（第14条）  
 毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。
  - c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）  
 国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。
- (ウ) 政府の財政支援
  - a 政府（当社、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。
  - b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。
- (エ) 特例措置（第8条）  
 高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。
- (3) 道路整備特別措置法
  - ① 目的等  
 特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。
  - ② 概要
    - (ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項
      - a 高速道路の新設又は改築（第3条）  
 高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。
      - b 供用約款（第6条）  
 許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。
      - c 工事の廃止（第21条）  
 許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。
      - d 料金徴収の対象等（第24条）  
 特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており、

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されています。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

#### (1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、当該協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており

(前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準 (第23条)」をご参照下さい。)、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、当該協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産が機構に帰属する時期が遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属 (第51条) a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構は、それぞれ、首都公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、一部連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条をご参照下さい。）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、休憩所その他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するノンストップ自動料金支払システム（ETC）及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウイルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

## 13. 訴訟に関するリスク

現在、東京23区内にかつて又は現在、居住又は勤務し、公害健康被害の補償等に関する法律に定める気管支ぜん息等の指定疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎）の認定を受けた患者及び認定を受けていない患者並びにそれらの遺族から、国、東京都、当社、機構及びディーゼル自動車を製造しているメーカー7社とともに、一定数値を超える大気汚染物質（自動車排出ガス）の排出差止め及び損害賠償請求訴訟を提起されております。これまで、第1次から第6次まで提訴されており、第1次訴訟は、控訴審において結審され、第2次乃至第6次訴訟については、一審において係争中です。かかる訴訟の結果により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

上記を除き、有価証券届出書提出日（平成19年2月26日）現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておきませんが、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等により、将来重大な訴訟その他の法的手続が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされており、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

### 5【経営上の重要な契約等】

#### (1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「都道首都高速1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、当該協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、当該協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

#### (2) 事業譲受けに関する契約

平成18年2月14日に当社が管理する高速道路の休憩所内商業施設及び高架下占用駐車場の管理運営を行なうことを目的に当社の連結子会社である首都高速道路サービス㈱が設立されたことに伴い、首都高速道路サービス㈱は、財団法人首都高速道路協会との間で、財団法人首都高速道路協会の休憩所事業のうち休憩施設、店舗運営事業等及び高架下占用駐車場事業の一部の譲受けのための契約を平成18年4月1日及び4月28日付で締結し、当該譲受けを同日に実施しております。

かかる事業譲受けの概要は以下のとおりであります。なお、承継資産の金額が承継負債の金額を上回っているため、下記の譲渡価額は首都高速道路サービス㈱が財団法人首都高速道路協会に支払う金額となります。

譲渡価額	238百万円		
承継資産価額	1,240百万円	承継負債価額	1,001百万円

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

なお、金額については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間の計数がないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

また、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日（平成19年2月26日）現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、第1期連結会計年度においては暫定協定に基づき、また、平成18年4月1日以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と同年3月31日付けで締結した協定並びに特措法の規定による同日付け事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

既述の通り、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、首都公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と、機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

## (2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

### ② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び工事に係る受託業務収入の計上について工事完成基準を採用しております。

### ③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

### ④ 固定資産の減損

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月1日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

### (3) 経営成績の分析

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

#### ① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で143,749百万円となりました。高速道路事業については、景気回復等による交通量の増加、特に大型車の割合の増加に伴い料金収入が堅調に推移したこと等により142,666百万円となり、駐車場事業については682百万円、受託事業については330百万円、その他の事業については69百万円となりました。

#### ② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で138,189百万円となりました。高速道路事業については、暫定協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により136,760百万円となり、駐車場事業については、主に減価償却費により1,043百万円、受託事業については321百万円、その他の事業については63百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で5,560百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が5,905百万円、受託事業が9百万円、その他の事業が6百万円の営業利益、駐車場事業が361百万円の営業損失となっております。

#### ③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、土地物件貸付料の受取り48百万円等の計上により170百万円、営業外費用は支払利息の支払い52百万円等により528百万円となりました。

#### ④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は5,201百万円となりました。

#### ⑤ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は2,935百万円となりました。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

#### ① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で152,434百万円となりました。高速道路事業については、引き続き料金収入が堅調に推移したことなどにより148,881百万円となり、駐車場事業については1,267百万円、受託事業については2,010百万円、その他の事業については、274百万円となりました。

#### ② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で142,246百万円となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により138,934百万円となり、駐車場事業については、主に減価償却費により1,053百万円、受託事業については、2,004百万円、その他の事業については、253百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は合計で10,188百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が9,947百万円、駐車場事業が213百万円、受託事業が5百万円、その他の事業が21百万円です。

#### ③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、土地物件貸付料の受取り49百万円等の計上により136百万円、営業外費用は支払利息の支払い55百万円等により66百万円となりました。

#### ④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は10,258百万円となりました。

#### ⑤ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は6,080百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

第1期連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達には、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債）の発行並びに国、東京都、機構及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。協定に基づく機構への賃借料については料金収入により発生する資金を充当し、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金については金融機関等からの借入れ等により調達いたします。

かかる資産及び設備の概要については後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達には、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債）の発行並びに国、東京都及び機構からの長期借入れを通じて実施いたしました。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、暫定協定又は協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 設備投資等の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当連結会計年度においては、総額2,471百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額2,130百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業のうち複数のセグメントに関連する資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において、重要な資産の売却、撤去等はありません。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当中間連結会計期間においては、総額937百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当中間連結会計期間においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額774百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、当中間連結会計期間において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当中間連結会計期間において、重要な資産の売却、撤去はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

(平成18年9月30日)

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
北上野本線料金所他166箇所等 (東京都台東区他)	高速道路事業	料金徴収施設等	16,699	23,345	268 (1)	698	41,012	—
汐留駐車場他53箇所 (東京都中央区他)	駐車場事業	駐車施設	4,419	43	— [261]	0	4,463	—
平和島(上り)休憩所他19箇所等 (東京都大田区他)	その他の事業	休憩所施設等	172	—	976 (2) [4]	—	1,148	—
高架下賃貸施設 (東京都港区他)	その他の事業	高架下賃貸施設	19	—	— [6]	—	19	—
本社他5事業所及び社宅等 (東京都千代田区他)	全社(共通)	本社、事業所及び社宅等	4,512	27	7,684 (60) [0]	1,395	13,620	1,122

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。
2. 汐留駐車場他53箇所の土地を機構等から占用しており、年間占用料の合計は360百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
3. 平和島(上り)休憩所他19箇所における休憩施設の土地等及び高架下賃貸施設の土地を機構から占用しており、年間占用料の合計は31百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
4. 北上野本線料金所他166箇所等における建物及び本社他5事業所等における土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料はそれぞれ、58百万円及び882百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。
5. 管理事務所等の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。
6. 現在休止中の主要な設備はありません。
7. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器等を賃借しており、年間賃借料は、80百万円あります。
8. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成18年9月30日)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
首都高速道路サー ビス㈱ (注2)	大田市場駐車 場他49箇所 (東京都大田 区他)	駐車場事業	駐車施設	418	—	— [0]	1	420	28
	大黒休憩所他 10箇所 (横浜市鶴見 区他)	その他の事業	営業用建物	607	—	— [0]	7	614	
	本社等 (東京都港区 他)	駐車場事業及 びその他の事 業	本社間仕切 り等	34	—	11 (0)	10	57	
首都高保険サポ ート㈱	本社 (東京都港区)	その他の事業	—	—	—	—	—	—	1
首都高パートナ ーズ㈱	本社 (東京都港区)	その他の事業	—	—	—	—	—	—	1

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は32百万円であります。なお、賃借している土地の面積は [ ] で外書きしております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

トラスティーロード㈱は、従来当社の持分法適用関連会社でありましたが、平成18年12月27日に、当社が同社の全株式の52%を取得し、連結子会社となりました。同社は、引き続き当社グループの料金収受業務を行っておりますが、主要な設備に該当するものではありません。また、平成18年12月31日現在の従業員数は280名であり、うち臨時従業員は225名です。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの社用設備及び借受道路資産以外の事業用設備にかかる重要な設備の新設計画は、平成18年12月31日現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

(平成18年12月31日)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 晴海料金所他 181箇所等	東京都中央区 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	53,628	1,310	借入金及び 自己資金	平成18年4月	平成27年3月
首都高速道路 サービス㈱ 木場駐車場他3 箇所	東京都江東区 他	駐車場事業	駐車施設	56	0	借入金及び 自己資金	平成19年1月	平成19年2月

(注) 1. 総額は、消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、一般管理費相当額が含まれております。

2. 既支払額は、当該設備にかかる平成18年4月1日以降12月31日までの建設仮勘定の増加額を記載しております。

## 2【道路資産】

### (1) 道路資産の建設の概要

当社は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。設立初年度となる第1期連結会計年度及び第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。

第1期連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額80,557百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額17,701百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
都道首都高速板橋足立線	東京都板橋区板橋二丁目～東京都足立区江北二丁目（新設）	平成18年3月	1,599
神奈川県道横浜羽田空港線	本牧ジャンクション（JCT）改良（改築）	平成18年3月	664
都道首都高速1号線等	修繕	平成18年3月	15,436
合計		—	17,701

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

第2期中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

当社グループは、当中間連結会計期間において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額28,652百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額21,012百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市緑区大字三浦～さいたま市中央区新都心（新設）	平成18年8月	20,572
都道首都高速1号線等	修繕	平成18年8月	439
合計		—	21,012

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

平成18年9月30日現在における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成18年9月30日)

区分		年間賃借料（百万円） （注1）
地域路線網	都道首都高速1号線	192,829
	都道首都高速2号線	
	都道首都高速2号分岐線	
	都道首都高速3号線	
	都道首都高速4号線	
	都道首都高速4号分岐線	
	都道首都高速5号線	
	都道首都高速6号線	
	都道首都高速7号線	
	都道首都高速8号線	
	都道首都高速9号線	
	都道首都高速11号線	
	都道首都高速葛飾江戸川線	
	都道首都高速板橋足立線	
	都道高速湾岸線	
	都道首都高速湾岸分岐線	
	都道高速横浜羽田空港線	
	都道高速葛飾川口線	
	都道高速足立三郷線	
	都道高速板橋戸田線	
	神奈川県道高速横浜羽田空港線	
	神奈川県道高速湾岸線	
	埼玉県道高速葛飾川口線	
	埼玉県道高速足立三郷線	
	埼玉県道高速板橋戸田線	
	埼玉県道高速さいたま戸田線	
千葉県道高速湾岸線		
横浜市道高速1号線		
横浜市道高速2号線		
横浜市道高速湾岸線		
川崎市道高速縦貫線		
合計	192,829	

(注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る第2期連結会計年度における賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。

2. 平成18年9月30日までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、平成18年12月31日現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

(平成18年12月31日)

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3、4)	着手(注5)	完了(注6)
都道首都高速晴海線	37,941	11,104 [—]	平成13年3月	平成25年3月
都道首都高速目黒板橋線	462,700	202,963 [—]	平成3年3月	平成22年3月
都道首都高速品川目黒線	216,064	355 [—]	平成18年4月	平成26年3月
埼玉県道高速さいたま戸田線	23,170	21,887 [20,572]	平成3年3月	平成19年3月
横浜市道高速横浜環状北線	357,636	19,464 [—]	平成13年12月	平成25年3月
川崎市道高速縦貫線	57,537	18,442 [—]	平成3年3月	平成21年3月
改築事業等(注7)	284,887	26,814 [2,874]	平成18年4月	平成27年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築等により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。なお、当該金額には民営化時に再評価を行った仕掛道路資産の金額が含まれております。

4. 既に機構に帰属した道路資産の額を [ ] で外書きしております。

5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に首都公団が着手した時期を記載しているものがあります。

6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

7. 改築事業等の内訳は下記のとおりです。

都道首都高速5号線(改築)板橋熊野町JCT間改良、都道首都高速7号線(改築)小松川JCT(仮称)、都道首都高速板橋足立線(改築)王子南出入口、都道高速湾岸線(改築)有明辰巳JCT間改良、神奈川県道高速横浜羽田空港線(改築)石川町出口(仮称)、首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)、修繕に係る工事

8. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、平成18年度において、最大で3,470百万円と見込んでおります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	27,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成17年10月1日	27,000,000	27,000,000	13,500	13,500	13,500	13,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、首都公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

#### (4)【所有者別状況】

平成18年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	—	—	—	—	—	—	7	—
所有株式数（単元）	269,997	—	—	—	—	—	—	269,997	300
所有株式数の割合（%）	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

## (5) 【大株主の状況】

平成18年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

## ② 【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、当面の間は、可能な限り社外流出を控えるとともに、内部留保の充実に努めてまいります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

## 4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役会長	—	長谷川 康司	昭和15年5月5日生	昭和39年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成元年7月 トヨタ自動車(株)アジア部部长 平成7年6月 同 取締役 平成11年6月 同 常務取締役 平成13年6月 同 専務取締役 平成14年6月 トヨタフジ海運(株)取締役社長 平成17年10月 当社代表取締役会長 (現在)	—
代表取締役社長	—	橋本 鋼太郎	昭和15年9月11日生	昭和39年4月 建設省 (現 国土交通省) 入省 平成5年6月 同 近畿地方建設局長 平成7年6月 同 道路局長 平成8年7月 建設技監 平成10年6月 建設事務次官 平成11年7月 建設省顧問 平成13年1月 国土交通省顧問 平成13年1月 首都高速道路公団副理事長 平成14年8月 同 理事長 平成17年10月 当社代表取締役社長 (現在)	—
専務取締役	—	佐々木 克巳	昭和15年3月16日生	昭和38年4月 東京都採用 平成7年6月 同 企画審議室長 平成8年7月 同 政策報道室長 平成11年5月 同 出納長 平成13年6月 東京都地下鉄建設(株)取締役 (非常勤) 平成13年7月 同 代表取締役社長 平成14年8月 東京都住宅供給公社理事長 平成15年6月 首都高速道路公団副理事長 平成17年10月 当社専務取締役 (現在)	—
常務取締役	—	高橋 健文	昭和22年12月11日生	昭和46年7月 建設省 (現 国土交通省) 入省 平成13年1月 国土交通省国土交通大学校長 平成13年7月 内閣府政策統括官 (防災担当) 平成14年8月 首都高速道路公団理事 (企画調整・総務・人事等担当) 平成17年10月 当社常務取締役 (現在)	—
常務取締役	—	大塚 昭夫	昭和18年9月20日生	昭和42年4月 首都高速道路公団採用 平成7年5月 同 工務部長 平成11年1月 同 神奈川建設局長 平成12年11月 同 理事 (計画・工事検査担当) 平成17年10月 当社常務取締役 (現在)	—
常務取締役	—	日月 俊昭	昭和19年10月21日生	昭和43年4月 建設省 (現 国土交通省) 入省 平成9年7月 同 北陸地方建設局長 平成11年4月 (財) 道路空間高度化機構常務理事 平成15年1月 首都高速道路公団理事 (工務・保全施設担当) 平成17年10月 当社常務取締役 (建設管理部門担当) 平成18年6月 同 (建設事業、技術管理部門担当) (現在)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有 株式数 (株)
常務取締役	—	梶山 修	昭和20年4月23日生	昭和46年4月 東京都採用 平成10年7月 同 建設局企画担当部長 平成12年8月 同 建設局再開発部長 平成13年4月 同 建設局市街地整備部長 平成14年7月 同 港湾局港湾整備部長 平成15年6月 同 都市計画局技監 平成16年4月 同 都市整備局長 平成18年6月 当社常務取締役（現在）	—
監査役 (常勤)	—	倉澤 豊哲	昭和23年1月21日生	昭和45年4月 警察庁採用 平成2年10月 警察庁長官官房装備課長 平成4年4月 岐阜県警察本部長 平成5年8月 警察庁交通局交通企画課長 平成6年11月 大阪府警察本部警務部長 平成8年3月 警察庁長官官房審議官（生活安全局 担当） 平成9年8月 福岡県警察本部長 平成11年8月 九州管区警察局長 平成12年8月 近畿管区警察局長 平成13年9月 （財）日本消防協会常務理事 平成17年10月 当社監査役（常勤）（現在）	—
監査役 (非常勤)	—	田村 滋美	昭和13年7月20日生	昭和36年4月 東京電力(株)入社 平成元年6月 同 建設部部長（土木担当） 平成3年6月 同 建設部長 平成7年6月 同 取締役建設部担任 平成9年6月 同 常務取締役送変電建設本部長 平成11年6月 同 取締役副社長送変電建設本部長 平成12年6月 同 取締役副社長 平成14年10月 同 取締役会長（現在） 平成17年10月 当社監査役（非常勤）（現在）	—
監査役 (非常勤)	—	宇治 嘉造	昭和17年1月25日生	昭和40年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 昭和62年2月 トヨタ自動車(株)経理部次長 昭和63年2月 同 財務部次長 平成元年2月 同 関連事業部主査（次長級） 平成3年2月 同 関連事業部主査（部長級） 平成8年6月 同 関連事業部長 平成10年1月 ブラジルトヨタ(株)代表取締役社長 平成13年3月 (株)トヨタアカウンティングサービス 代表取締役社長（現在） 平成17年10月 当社監査役（非常勤）（現在）	—
計					—

(注) 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### ① 会社の機関の基本説明

##### (a) 取締役会

取締役会は、現在7名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

##### (b) 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員、常勤監査役及び部等の長で構成され、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、会社の業務執行に関する基本的事項について調査・審議等するものであり、毎週1回開催を原則としています。

##### (c) 執行役員制度

当社は、業務の効率化、意思決定の迅速化等を図ることを目的に、執行役員制度を導入しており、常務執行役員2名を含む執行役員3名が会社の業務執行に従事しております。

##### (d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する事項を審議するため、会長、社長、総務・人事担当役員及び監査担当役員をもって構成する、コンプライアンス委員会を設けております。なお、コンプライアンスに関する重要事項についての助言・指導を受けるため、当該委員会には、監査役、従業員の代表及び社外有識者からなる特別委員を置き、コンプライアンスに関する基本方針その他重要事項を決定するときは、特別委員の意見を聴取することとしております。

##### (e) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

#### ② 会社の内部統制システムの整備状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、法令遵守活動に関するコンプライアンス委員会を設置する他、業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書又はオンラインによって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として内部情報投書箱（アラームネット）を設置・運営し、通報した者に対して不利益な扱いをしない旨を社内規則に明記しております。

また、文書取扱準則に従い、取締役の職務の執行に係る文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### ③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、6名のスタッフを置いて内部監査基準に基づき当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告します。

監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助しております。監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとします。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとします。

監査役監査は内部監査部門に対して監査結果の報告を求めたり、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求めております。また、監査役会は会計監査人に対して、その職務を行うため必要があるときは随時、その監査に関する報告を受け、会計監査人から受領した監査報告書及び監査に関する資料について、会計監査の方法又は結果の相当性について調査をします。

このように監査役監査は内部監査部門及び会計監査人と連携を保って効率的に行われております。

#### ④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、第1期事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 佐原 和正	新日本監査法人
指定社員 業務執行社員 加藤 暢一	新日本監査法人
指定社員 業務執行社員 荒張 健	新日本監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士8名及び会計士補10名を主たる構成員とし、その他の補助者3名も加えて構成されております。

#### ⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について 当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

#### (3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

	年間報酬総額 (千円)	
取締役 (7名)	67,230	
監査役 (3名)	13,320	
会計監査人	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	21,370
	上記以外の業務に基づく報酬	—

(注) 年間報酬総額は第1期事業年度(自平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)の実績額を記載しております。

#### (4) リスク管理体制の整備状況

道路事業(建設、管理)、関連事業等の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じております。特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施しております。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する入札監視委員会の審査を受け、その適正化を推進しております。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとしております。

取締役会及び経営会議については、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底しております。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定めております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社及び当社グループに属する会社における内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当しております。取締役会が定めた関連事業子会社管理規則に基づき、当社及び当社グループに属する会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

なお、当社及び当社グループに属する会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

当社の監査役は、必要に応じて当社グループに属する会社の業務状況等を監査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告しております。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

(6) 内部統制システムの構築にかかる取締役会の決議

平成18年5月18日開催の取締役会において以下の項目について当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- ⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

### 2. 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、改正後の「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づき作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

### 3. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表並びに当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により監査及び中間監査を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

		当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1	現金及び預金		50,807	
2	高速道路事業営業未収 入金		18,067	
3	未収入金		3,920	
4	仕掛道路資産		248,356	
5	貯蔵品等		342	
6	受託業務前払金		14,007	
7	その他		1,200	
	貸倒引当金		△181	
	流動資産合計		336,522	83.5
II 固定資産				
1 有形固定資産				
(1)	建物	10,621		
	減価償却累計額	△525	10,095	
(2)	構築物	19,707		
	減価償却累計額	△406	19,300	
(3)	機械及び装置	23,795		
	減価償却累計額	△1,098	22,697	
(4)	車両運搬具	520		
	減価償却累計額	△62	457	
(5)	工具、器具及び備品	215		
	減価償却累計額	△26	189	
(6)	土地		8,922	
(7)	建設仮勘定		1,742	
	有形固定資産合計		63,406	15.7

		当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
2 無形固定資産			2,145	0.5
3 投資その他の資産				
(1) 敷金			766	
(2) その他			59	
貸倒引当金			△8	
投資その他の資産合計			817	0.2
固定資産合計			66,369	16.5
Ⅲ 繰延資産				
1 道路建設関係社債発行 費			20	
2 道路建設関係社債発行 差金			74	
繰延資産合計			95	0.0
資産合計	※1		402,986	100.0

		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1		高速道路事業営業未払金	44,224
2		一年以内返済予定長期借入金	1,251
3		未払金	3,479
4		未払法人税等	2,496
5		受託業務前受金	18,232
6		前受金	12,995
7		賞与引当金	876
8		回数券払戻引当金	282
9		その他	711
		流動負債合計	84,550 21.0
II 固定負債			
1	※1	道路建設関係社債	10,000
2	※3	道路建設関係長期借入金	242,381
3		その他の長期借入金	7,140
4		退職給付引当金	28,979
		固定負債合計	288,500 71.6
		負債合計	373,050 92.6
(資本の部)			
I	※4	資本金	13,500 3.3
II		資本剰余金	13,500 3.3
III		利益剰余金	2,935 0.7
		資本合計	29,935 7.4
		負債及び資本合計	402,986 100.0

②【中間連結貸借対照表】

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1 現金及び預金			38,896	
2 高速道路事業営業未収入金			19,357	
3 未収入金			134	
4 仕掛道路資産			255,996	
5 貯蔵品等			200	
6 受託業務前払金			14,326	
7 その他			2,303	
貸倒引当金			△169	
流動資産合計			331,046	84.1
II 固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物	※1	11,301		
減価償却累計額		△790	10,510	
(2) 構築物		17,124		
減価償却累計額		△749	16,374	
(3) 機械及び装置		25,017		
減価償却累計額		△1,991	23,026	
(4) 車両運搬具		518		
減価償却累計額		△128	389	
(5) 工具、器具及び備品		234		
減価償却累計額		△57	177	
(6) 土地			8,941	
(7) 建設仮勘定			314	
有形固定資産合計			59,735	15.2

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
2 無形固定資産			1,940	0.5
3 投資その他の資産				
(1) 敷金			766	
(2) その他			164	
貸倒引当金			△9	
投資その他の資産合計			921	0.2
固定資産合計			62,597	15.9
Ⅲ 繰延資産				
1 道路建設関係社債発行 費			15	
繰延資産合計			15	0.0
資産合計	※1		393,659	100.0

		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1		高速道路事業営業未払金	21,070
2	※1	一年以内返済予定長期借入金	985
3		未払金	863
4		未払法人税等	4,830
5		受託業務前受金	21,221
6		前受金	6,980
7		賞与引当金	941
8		回数券払戻引当金	131
9		その他	969
		流動負債合計	57,993 14.7
II 固定負債			
1	※1	道路建設関係社債	19,904
2	※3	道路建設関係長期借入金	247,942
3	※1	その他の長期借入金	6,696
4		退職給付引当金	29,085
5		役員退職慰労引当金	13
6		その他	491
		固定負債合計	304,134 77.3
		負債合計	362,128 92.0
(純資産の部)			
I 株主資本			
1		資本金	13,500 3.4
2		資本剰余金	13,500 3.4
3		利益剰余金	4,531 1.2
		株主資本合計	31,531 8.0
		純資産合計	31,531 8.0
		負債純資産合計	393,659 100.0

③【連結損益計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益			143,749	100.0
II 営業費用				
1 道路資産賃借料		85,905		
2 高速道路等事業管理費 及び売上原価		47,694		
3 販売費及び一般管理費	※1	4,588	138,189	96.1
営業利益			5,560	3.9
III 営業外収益				
1 受取利息		4		
2 土地物件貸付料		48		
3 損害賠償金等		32		
4 その他		84	170	0.1
IV 営業外費用				
1 支払利息		52		
2 回数券払戻関連費用	※2	414		
3 その他		62	528	0.4
経常利益			5,201	3.6
税金等調整前当期純利益			5,201	3.6
法人税、住民税及び事業税		2,265		
法人税等調整額		—	2,265	1.6
当期純利益			2,935	2.0

## ④【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益			152,434	100.0
II 営業費用				
1 道路資産賃借料		96,417		
2 高速道路等事業管理費 及び売上原価		42,875		
3 販売費及び一般管理費	※1	2,953	142,246	93.3
営業利益			10,188	6.7
III 営業外収益				
1 受取利息		8		
2 土地物件貸付料		49		
3 損害賠償金等		42		
4 その他		35	136	0.1
IV 営業外費用				
1 支払利息		55		
2 その他		10	66	0.0
経常利益			10,258	6.7
V 特別利益				
1 前期損益修正益	※2	149		
2 承継資産評価調整益	※3	306	455	0.3
税金等調整前中間純利益			10,713	7.0
法人税、住民税及び事業税		4,632		
法人税等調整額		—	4,632	3.0
中間純利益			6,080	4.0

⑤【連結剰余金計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I	資本剰余金期首残高		13,500
II	資本剰余金期末残高		13,500
(利益剰余金の部)			
I	利益剰余金期首残高		—
II	利益剰余金増加高		
1	当期純利益	2,935	2,935
III	利益剰余金減少高		—
IV	利益剰余金期末残高		2,935

⑥【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成18年3月31日残高（百万円）	13,500	13,500	2,935	29,935	29,935
中間連結会計期間中の変動額					
承継資産評価額の調整（注）	－	△4,485	－	△4,485	△4,485
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	4,485	△4,485	－	－
中間純利益	－	－	6,080	6,080	6,080
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	－	－	1,595	1,595	1,595
平成18年9月30日残高（百万円）	13,500	13,500	4,531	31,531	31,531

（注） 承継資産の取得価額の調整によるものであります。

⑦【連結キャッシュ・フロー計算書】

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益		5,201
減価償却費		2,283
退職給付引当金の増減額		349
賞与引当金の増減額		△165
貸倒引当金の増減額		4
回数券払戻引当金の増減額		△225
受取利息		△4
支払利息		52
固定資産除却費		354
売上債権の増減額		△3,467
仕掛道路資産の増減額		△61,670
貯蔵品等の増減額		△283
仕入債務の増減額		8,583
受託業務前払金の増減額		△14,007
受託業務前受金の増減額		14,943
未収消費税等の増減額		△3,779
前受金の増減額		4
その他		625
小計		△51,201
利息の受取額		3
利息の支払額		△1,289
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2	△52,487

		当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△1,005
その他		△899
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,905
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入		47,378
道路建設関係社債の発行による収入		9,894
道路建設関係長期借入金 の減少額	※2	△18,205
財務活動によるキャッシュ・フロー		39,067
IV 現金及び現金同等物の増減額		△15,325
V 現金及び現金同等物の期首残高		66,133
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	50,807

⑧【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益		10,713
減価償却費		2,281
退職給付引当金の増減額		105
賞与引当金の増減額		65
貸倒引当金の増減額		△11
回数券払戻引当金の増減額		△150
役員退職慰労引当金の増減額		13
受取利息		△8
支払利息		55
前期損益修正益		△149
承継資産評価調整益		△306
固定資産除却費		23
売上債権の増減額		1,330
仕掛道路資産の増減額		△6,840
貯蔵品等の増減額		145
仕入債務の増減額		△25,328
受託業務前払金の増減額		△319
受託業務前受金の増減額		2,988
未収消費税等の増減額		1,219
前受金の増減額		△6,015
その他		△569
小計		△20,756
利息の受取額		9
利息の支払額		△1,259
法人税等の支払額		△2,521
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2	△24,529

		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△1,527
有形固定資産の売却による収入		4
その他		△2
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,526
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入		26,194
道路建設関係社債の発行による収入		9,944
長期借入金の返済による支出		△110
道路建設関係長期借入金 金の減少額	※2	△21,884
財務活動によるキャッシュ・フロー		14,143
IV 現金及び現金同等物の増減額		△11,911
V 現金及び現金同等物の期首残高		50,807
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	38,896

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 1社</p> <p>連結子会社の名称 首都高速道路サービス㈱</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>すべての関連会社に持分法を適用しております。</p> <p>持分法適用の関連会社数 9社</p> <p>会社等の名称 トラスティード㈱                      ㈱エヌティジェー                      ユニ㈱                      ㈱とうさい                      ㈱エフイージー                      ㈱トーワン                      横浜アールエス㈱                      ケイエス㈱                      とうしん㈱</p> <p>なお、関連会社はいずれも緊密な者を通じた間接所有であるため、持分法による投資損益は発生しておりません。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法                      たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産</p> <p>個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(b) 貯蔵品等</p> <p>主に先入先出法による原価法によっております。</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>						
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>2年～49年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 3年で每期均等額を償却しております。</p> <p>② 道路建設関係社債発行差金 債券の償還期間にわたって月割償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p>	建物	2年～49年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年
建物	2年～49年						
構築物	2年～45年						
機械及び装置	2年～17年						

	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>④ 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準</p> <p>道路資産完成高 工事完成基準によっております。 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>② 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。
6 連結調整勘定の償却に関する事項	該当事項はありません。
7 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づき作成しております。
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度  
(平成18年3月31日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債10,000百万円の一般担保に供しています。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,644,159百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、16,672百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が18,205百万円減少しております。そのうち1,533百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る16,672百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。

※4 当社の発行済株式総数は、普通株式27,000千株であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	業務委託費 1,428百万円
	給料手当 778百万円
	退職給付費用 569百万円
	広告宣伝費 564百万円
	賞与引当金繰入額 214百万円
※2	回数券払戻関連費用には、回数券払戻引当金繰入額282百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
※1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)
	現金及び預金勘定 50,807百万円
	現金及び現金同等物 50,807百万円
※2	財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の減少額」18,205百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受け額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受けによる影響額を営業活動によるキャッシュ・フローに含めて記載しております。

(リース取引関係)

当連結会計年度  
(自 平成17年10月1日  
至 平成18年3月31日)

(借主側)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
該当事項はありません。
- 2 オペレーティング・リース取引  
道路資産の未経過リース料
- |     |               |
|-----|---------------|
| 1年内 | 192,828百万円    |
| 1年超 | 11,952,738百万円 |
| 合計  | 12,145,566百万円 |

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており、
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当連結会計年度(平成18年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度  
(自 平成17年10月1日  
至 平成18年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社においては、確定給付型の制度として退職一時金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	当連結会計年度 (平成18年3月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	△42,745
ロ 年金資産	15,380
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△27,365
ニ 未認識数理計算上の差異	△1,613
ホ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	△28,979
へ 前払年金費用	—
ト 退職給付引当金 (ホ-へ)	△28,979

3 退職給付費用に関する事項

	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) (百万円)
イ 勤務費用 (注)	653
ロ 利息費用	424
ハ 期待運用収益	△31
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	—
ホ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ)	1,046

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
イ 割引率	2.0%
ロ 期待運用収益率	0.46%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 による定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとして おります。)

## (税効果会計関係)

当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
1	繰延税金資産の発生的主要原因別内訳
	繰延税金資産
	貸倒引当金 6百万円
	賞与引当金 356百万円
	回数券払戻引当金 114百万円
	退職給付引当金 425百万円
	未払事業税 39百万円
	その他 6百万円
	繰延税金資産小計 948百万円
	評価性引当額 △948百万円
	繰延税金資産合計 —
2	法人税実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率 40.7%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0%
	評価性引当額の増減 0.7%
	その他 2.2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.6%

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
<b>I 売上高及び営業損益</b>							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	142,666	682	330	69	143,749	—	143,749
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	142,666	682	330	69	143,749	—	143,749
営業費用	136,760	1,043	321	63	138,189	—	138,189
営業利益 (又は営業損失 (△))	5,905	△361	9	6	5,560	—	5,560
<b>II 資産、減価償却費及び資本的支出</b>							
資産	312,490	4,541	—	1,173	318,205	84,781	402,986
減価償却費	1,609	397	—	5	2,012	271	2,283
資本的支出	2,130	70	—	—	2,200	270	2,471

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

## 2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容	
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等	
関連事業	駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
	受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
	その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、84,781百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金 (現金及び預金) 及び各事業共用の資産等であります。

## 【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

## 【海外売上高】

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

当連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 50.0%	転籍 3名	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	102	-	-
								資金の借入 (注2)	10,814	道路建設関係長期借入金	40,180
								受託業務前受金の受入	2,730	受託業務前受金	9,617
										未収入金	2,392
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有)直接 26.7%	転籍 2名	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	124	-	-
								資金の借入 (注2)	10,814	道路建設関係長期借入金	40,180
								受託業務前受金の受入	5,303	受託業務前受金	5,340
										未収入金	5,340

(注) 1. 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	85,905	高速道路事業営業未払金	17,561
							道路資産完成高	道路資産完成高	17,701	高速道路事業営業未収入金	381
							債務引受け	債務引受けに伴う借入金債務の減少額 (注2)	18,205	未払金	36
							借入金等の連帯債務	債務保証 (注2) (注3)	1,660,831	-	-
								当社借入に対する被債務保証 (注4)	47,182	-	-
資金の借入	資金の借入 (注5)	18,750	道路建設関係長期借入金	17,217							

(注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券（国が保有している債券を除く。）について、当

社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金でありませす。
6. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,108.73円
1株当たり当期純利益金額	108.73円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,935
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,935
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000

(重要な後発事象)

当連結会計年度  
(自 平成17年10月1日  
至 平成18年3月31日)

1 事業の譲受け

連結子会社である首都高速道路サービス㈱は、平成18年4月1日に財団法人首都高速道路協会から休憩所事業及び高架下占用駐車場事業の一部を譲り受けました。

(1) 譲り受けた相手方の概要

商号	財団法人首都高速道路協会
本社所在地	東京都港区虎ノ門1-1-21
設立年月日	昭和42年1月10日
代表者(理事長)	青木保之
基本財産	1億5千万円

(2) 譲り受けた事業の概要

- ① 休憩所事業のうち休憩施設及び店舗運営事業等
- ② 高架下占用駐車場事業の一部

(3) 譲受けを行った理由

道路空間を活用した関連事業を一体的に行うことにより、効率的な経営を行い収益の増大とサービスの向上を図るために事業を譲り受けました。なお、迅速な施設の維持管理や設備投資を行うために連結子会社が資産所有を行うこととしました。

(4) 譲り受けた資産、負債の額

資産価額 1,240百万円

(主な項目: 休憩所資産 602百万円、高架下占用駐車場資産 491百万円、その他共通資産91百万円)

負債価額 1,001百万円

(主な項目: 預り保証金 349百万円、長期借入金 652百万円)

(5) その他

資産価額から負債価額を差し引いた238百万円については、財団法人首都高速道路協会と首都高速道路サービス㈱が平成18年4月1日及び平成18年4月28日に締結した資産譲渡及び債務引受契約書に基づき、首都高速道路サービス㈱が平成21年までの3か年で財団法人首都高速道路協会に支払うこととしています。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 3社                      連結子会社の名称 首都高速道路サービス(株)                      首都高保険サポート(株)                      首都高パートナーズ(株)</p> <p>このうち、首都高保険サポート(株)及び首都高パートナーズ(株)については、当中間連結会計期間において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>すべての関連会社に持分法を適用しております。</p> <p>持分法適用の関連会社数 9社                      会社等の名称 トラスティード(株)                      (株)エヌティジェー                      ユニ(株)                      (株)とうさい                      (株)エフイージー                      (株)トーワン                      横浜アールエス(株)                      ケイエス(株)                      とうしん(株)</p> <p>なお、関連会社はいずれも緊密な者を通じた間接所有であるため、持分法による投資損益は発生しておりません。</p>
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>						
<p>4 会計処理基準に関する事項</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産</p> <p>(a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(b) 貯蔵品等 主に先入先出法による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>2年～49年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2年～17年</td> </tr> </table> <p>なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	2年～49年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年
建物	2年～49年						
構築物	2年～45年						
機械及び装置	2年～17年						

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金については、従来、内規において支給基準が規定されていなかったことから、支出時の費用として処理する方法としておりましたが、当中間連結会計期間から内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、内規の改正により支給基準が明文化されたことを契機に、役員退職慰労金を在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものです。この変更が損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 完成工事高の計上基準</p> <p>道路資産完成高</p> <p>工事完成基準によっております。</p> <p>工事に係る受託業務収入</p> <p>工事完成基準によっております。</p> <p>② 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は31,531百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>
2 金融商品に関する会計基準の改正	<p>当中間連結会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
3 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い	<p>当中間連結会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金70百万円は、当中間連結会計期間から道路建設関係社債より控除して表示しております。</p>
4 企業結合に係る会計基準	<p>当中間連結会計期間から、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>

追加情報

当中間連結会計期間  
(自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日)

承継資産評価額の調整

国土交通省からの注意・是正文書（平成18年9月20日）に基づき、当社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額（仕掛道路資産△385百万円、固定資産△4,099百万円（構築物△3,537百万円、機械及び装置△609百万円など））を当中間連結会計期間において調整し、資本剰余金を4,485百万円減額しております。

また、これに伴い、利益剰余金から資本剰余金へ同額の振替を行っております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末  
(平成18年9月30日)

※1 担保資産及び担保付債務

(1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債19,904百万円の一般担保に供しています。

(2) その他の長期借入金511百万円(その他の長期借入金365百万円、一年以内返済予定長期借入金146百万円)の担保に供している資産は次のとおりです。

建物	323百万円
----	--------

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,588,959百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、35,781百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が21,884百万円減少しております。そのうち2,775百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る19,109百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
4	当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。
	当座貸越極度額
	(株)みずほコーポレート銀行 8,000百万円
	(株)三菱東京UFJ銀行 4,000百万円
	(株)三井住友銀行 4,000百万円
	(株)横浜銀行 4,000百万円
	借入未実行残高 —
	差引額 20,000百万円

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	給料手当 790百万円
	退職給付費用 528百万円
	賃借料 335百万円
	業務委託費 290百万円
	賞与引当金繰入額 231百万円
※2	前期損益修正益 前連結会計年度における高速道路等事業管理費及び売上原価を修正したものです。
※3	承継資産評価調整益 承継資産の一部の取得価額の調整にともない、減価償却累計額の調整を実施したものです。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成18年9月30日現在)

現金及び預金勘定	38,896百万円
現金及び現金同等物	38,896百万円

※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の減少額」21,884百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受け額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受けによる影響額を営業活動によるキャッシュ・フローに含めて記載しております。

## (リース取引関係)

当中間連結会計期間  
 (自 平成18年4月1日  
 至 平成18年9月30日)

## (借主側)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる  
 もの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相  
 当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	中間期末残 高相当額 (百万円)
工具、器具及 び備品	296	31	265
無形固定資産	74	8	66
合計	370	39	331

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高  
 が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が  
 低いため、支払利子込み法により算定しておりま  
 す。

② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	91百万円
1年超	239百万円
合計	331百万円

(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過  
 リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末  
 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法  
 により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	39百万円
減価償却費相当額	39百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする  
 定額法によっております。

当中間連結会計期間  
 (自 平成18年4月1日  
 至 平成18年9月30日)

2 オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年内	193,143百万円
1年超	11,856,005百万円
合計	12,049,149百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており、
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末  
 (平成18年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(企業結合関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日)

1 事業の譲受け

連結子会社である首都高速道路サービス㈱は、平成18年4月1日に財団法人首都高速道路協会から休憩所事業及び高架下占用駐車場事業の一部を譲り受けました。

(1) 譲り受けた相手方の概要

商号	財団法人首都高速道路協会
本社所在地	東京都港区虎ノ門1-1-21
設立年月日	昭和42年1月10日
代表者(理事長)	青木保之
基本財産	1億5千万円

(2) 譲り受けた事業の概要

- ① 休憩所事業のうち休憩施設及び店舗運営事業等
- ② 高架下占用駐車場事業の一部

(3) 譲受けを行った理由

道路空間を活用した関連事業を一体的に行うことにより、効率的な経営を行い収益の増大とサービスの向上を図るために事業を譲り受けました。なお、迅速な施設の維持管理や設備投資を行うために連結子会社が資産所有を行うこととしました。

(4) 企業結合日

平成18年4月1日

(5) 企業結合の法的形式

営業譲受け

(6) 譲り受けた資産、負債の額

資産価額 1,240百万円

(主な項目: 休憩所資産 602百万円、高架下占用駐車場資産 491百万円、その他共通資産91百万円)

負債価額 1,001百万円

(主な項目: 預り保証金 349百万円、長期借入金 652百万円)

(7) その他

資産価額から負債価額を差し引いた238百万円については、財団法人首都高速道路協会と首都高速道路サービス㈱が平成18年4月1日及び平成18年4月28日に締結した資産譲渡及び債務引受契約書に基づき、首都高速道路サービス㈱が平成21年までの3か年で財団法人首都高速道路協会に支払うこととしています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	高速道路事業 (百万円)	駐車場事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	148,881	1,267	2,010	274	152,434	—	152,434
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	148,881	1,267	2,010	274	152,434	—	152,434
営業費用	138,934	1,053	2,004	253	142,246	—	142,246
営業利益	9,947	213	5	21	10,188	—	10,188

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容	
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等	
関連事業	駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
	受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
	その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,167.83円
1株当たり中間純利益金額	225.21円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
中間純利益金額(百万円)	6,080
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	6,080
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)
純資産の部の合計金額(百万円)	31,531
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	31,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた中 間期末の普通株式の数(千株)	27,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間  
(自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日)

株式取得による会社の買収

(1) 目的

当社は、安全・円滑な道路サービスの向上に不可欠な業務の提供について、経営方針の徹底及び連結子会社とすることによる経営の透明性の向上を図るため、平成18年12月27日にトラスティーロード㈱の株式312株を20百万円で取得しました。これによりトラスティーロード㈱の議決権52%を獲得いたしました。

(2) 株式取得の相手会社の名称

セントラルハイウェイサービス㈱	36株
東京ロードサービス㈱	36株
首都高パトロール㈱	240株

(3) 買収する会社の名称、事業内容、規模

① 名称

トラスティーロード㈱

② 事業内容

料金收受業務

③ 資本金

30百万円

⑨【連結附属明細表】

【道路建設関係社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
首都高速道路㈱	政府保証第1回首都高速道路株式会社債券	平成18年 3月28日	—	10,000	1.60	有	平成28年 3月28日

(注) 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	—

【道路建設関係長期借入金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金 (注2)	—	1,251	—	—
道路建設関係長期借入金(注3,5) (1年以内に返済予定のものを除く。)	214,459	242,381	0.93	平成22年3月～ 平成37年3月
合計	214,459	243,632	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
3. 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、128,379百万円は政府からの借入金(財政融資資金貸付金)であり、40,180百万円は政府からの無利子の借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)であり、40,180百万円は東京都からの無利子の借入金(東京都渋滞対策特定都市高速道路整備事業貸付金)であり、15,966百万円は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が18,205百万円減少しております。
5. 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	11,691	8,269	6,941	140,736

【その他の長期借入金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のその他の長期借入金	—	—	—	—
その他の長期借入金(注2) (1年以内に返済予定のものを除く。)	7,140	7,140	1.475	平成22年3月～ 平成23年9月
合計	7,140	7,140	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他の長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
その他の長期借入金	1,617	1,617	1,684	1,482

(2) 【その他】

大気汚染物質(自動車排出ガス)の排出差止め及び損害賠償請求訴訟

東京23区内にかつて又は現在、居住又は勤務し、公害健康被害の補償等に関する法律に定める気管支ぜん息等の指定疾病(気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎)の認定を受けた患者及び認定を受けていない患者並びにそれらの遺族から、国、東京都、当社、機構及びディーゼル自動車を製造しているメーカー7社とともに、一定数値を超える大気汚染物質(自動車排出ガス)の排出差止め及び損害賠償請求訴訟を提起されております。これまで、第1次から第6次まで提訴されており、第1次訴訟は、第一審判決において原告側の主張が一部認容され、首都公団に対して3,300万円(一部東京都と連帯)の賠償を命ずる旨の判決が平成14年10月29日なされております。首都公団はこの判決を不服として控訴し、控訴審は平成18年9月28日に結審しております。第2次乃至第6次訴訟については、一審において係争中です。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1	現金及び預金		50,735	
2	高速道路事業営業未収 入金		18,067	
3	未収入金		3,920	
4	短期貸付金		209	
5	仕掛道路資産		248,356	
6	貯蔵品		342	
7	受託業務前払金		14,007	
8	前払金		71	
9	前払費用		28	
10	その他		891	
	貸倒引当金		△181	
	流動資産合計		336,449	83.4

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
II 固定資産				
i 高速道路事業固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		840		
減価償却累計額		△23	817	
(2) 構築物		19,678		
減価償却累計額		△404	19,274	
(3) 機械及び装置		23,716		
減価償却累計額		△1,087	22,629	
(4) 車両運搬具		508		
減価償却累計額		△60	447	
(5) 工具、器具及び備品		80		
減価償却累計額		△12	67	
(6) 土地			268	
(7) 建設仮勘定			1,742	
有形固定資産合計			45,248	11.2
2 無形固定資産			723	0.2
高速道路事業固定資産合計			45,971	11.4

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
ii 関連事業固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		5,051		
減価償却累計額		△368	4,682	
(2) 構築物		1		
減価償却累計額		△0	1	
(3) 機械及び装置		62		
減価償却累計額		△9	53	
(4) 工具、器具及び備品		0		
減価償却累計額		△0	0	
(5) 土地			976	
有形固定資産合計			5,714	1.4
関連事業固定資産合計	※4		5,714	1.4
iii 各事業共用固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		4,715		
減価償却累計額		△133	4,581	
(2) 構築物		26		
減価償却累計額		△2	24	
(3) 機械及び装置		3		
減価償却累計額		△0	2	
(4) 車両運搬具		12		
減価償却累計額		△2	10	
(5) 工具、器具及び備品		134		
減価償却累計額		△13	121	
(6) 土地			7,620	
有形固定資産合計			12,360	3.1

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
2 無形固定資産				
(1) ソフトウェア			1,420	
(2) その他			1	
無形固定資産合計			1,422	0.4
各事業共用固定資産合計			13,782	3.4
iv その他の固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		13		
減価償却累計額		△0	13	
(2) 機械及び装置		12		
減価償却累計額		△0	12	
(3) 土地			57	
有形固定資産合計			83	0.0
その他の固定資産合計			83	0.0
v 投資その他の資産				
1 関係会社株式			30	
2 破産更生債権等			8	
3 長期前払費用			0	
4 敷金			766	
5 その他の投資等			49	
貸倒引当金			△8	
投資その他の資産合計			847	0.2
固定資産合計			66,399	16.5
III 繰延資産				
1 道路建設関係社債発行費			20	
2 道路建設関係社債発行差金			74	
繰延資産合計			94	0.0
資産合計	※1		402,943	100.0

		当事業年度 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1		高速道路事業営業未払 金	44,224
2		一年以内返済予定長期 借入金	1,251
3		未払金	3,478
4		未払費用	381
5		未払法人税等	2,496
6		受託業務前受金	18,232
7		前受金	12,995
8		前受収益	253
9		賞与引当金	876
10		回数券払戻引当金	282
11		その他	33
		流動負債合計	84,506 21.0
II 固定負債			
1	※1	道路建設関係社債	10,000
2	※3	道路建設関係長期借入 金	242,381
3		その他の長期借入金	7,140
4		退職給付引当金	28,979
		固定負債合計	288,500 71.6
		負債合計	373,006 92.6

		当事業年度 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資本の部)				
I 資本金	※5		13,500	3.4
II 資本剰余金				
1 資本準備金		13,500		
資本剰余金合計			13,500	3.4
III 利益剰余金				
1 当期末処分利益		2,936		
利益剰余金合計			2,936	0.7
資本合計			29,936	7.4
負債資本合計			402,943	100.0

②【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1	現金及び預金		38,705	
2	高速道路事業営業未収 入金		19,357	
3	未収入金		62	
4	短期貸付金		209	
5	仕掛道路資産		255,996	
6	貯蔵品		201	
7	受託業務前払金		14,326	
8	前払金		1,350	
9	前払費用		129	
10	その他		583	
	貸倒引当金		△168	
	流動資産合計		330,754	84.3

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
II 固定資産				
i 高速道路事業固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		845		
減価償却累計額		△46	798	
(2) 構築物		16,564		
減価償却累計額		△663	15,901	
(3) 機械及び装置		24,936		
減価償却累計額		△1,969	22,966	
(4) 車両運搬具		503		
減価償却累計額		△125	378	
(5) 工具、器具及び備品		73		
減価償却累計額		△21	51	
(6) 土地			268	
(7) 建設仮勘定			250	
有形固定資産合計			40,615	10.4
2 無形固定資産			648	0.2
高速道路事業固定資産合計			41,264	10.5

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
ii 関連事業固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		5,051		
減価償却累計額		△441	4,610	
(2) 構築物		1		
減価償却累計額		△0	1	
(3) 機械及び装置		62		
減価償却累計額		△18	43	
(4) 工具、器具及び備品		0		
減価償却累計額		△0	0	
(5) 土地			976	
(6) 建設仮勘定			35	
有形固定資産合計			5,668	1.4
関連事業固定資産合計	※5		5,668	1.4
iii 各事業共用固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		4,747		
減価償却累計額		△269	4,477	
(2) 構築物		26		
減価償却累計額		△4	22	
(3) 機械及び装置		5		
減価償却累計額		△1	4	
(4) 車両運搬具		14		
減価償却累計額		△3	10	
(5) 工具、器具及び備品		137		
減価償却累計額		△32	105	
(6) 土地			7,627	
(7) 建設仮勘定			17	
有形固定資産合計			12,265	3.1

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
2 無形固定資産				
(1) ソフトウェア			1,267	
(2) その他			22	
無形固定資産合計			1,290	0.3
各事業共用固定資産合計			13,555	3.5
iv その他の固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		13		
減価償却累計額		△0	13	
(2) 機械及び装置		12		
減価償却累計額		△0	11	
(3) 土地			57	
有形固定資産合計			82	0.0
その他の固定資産合計			82	0.0
v 投資その他の資産				
1 関係会社株式			30	
2 破産更生債権等			9	
3 敷金			765	
4 その他の投資等			63	
貸倒引当金			△9	
投資その他の資産合計			858	0.2
固定資産合計			61,429	15.7
III 繰延資産				
1 道路建設関係社債発行費			15	
繰延資産合計			15	0.0
資産合計	※1		392,198	100.0

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
1		高速道路事業営業未払金	21,070
2		一年以内返済予定長期借入金	808
3		未払金	711
4		未払費用	362
5		未払法人税等	4,774
6		受託業務前受金	21,221
7		前受金	6,980
8		前受収益	390
9		賞与引当金	920
10		回数券払戻引当金	131
11		その他	109
		流動負債合計	57,480 14.7
II 固定負債			
1	※1	道路建設関係社債	19,904
2	※3	道路建設関係長期借入金	247,942
3		その他の長期借入金	6,331
4		退職給付引当金	29,067
5		役員退職慰労引当金	11
		固定負債合計	303,257 77.3
		負債合計	360,738 92.0

		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)				
I 株主資本				
1			13,500	3.4
2				
(1)		13,500		
			13,500	3.4
資本剰余金合計				
3				
(1)				
		2,936		
		1,524		
			4,460	1.1
利益剰余金合計				
株主資本合計				
			31,460	8.0
純資産合計				
			31,460	8.0
負債純資産合計				
			392,198	100.0

③【損益計算書】

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
I 高速道路事業営業損益				
1 営業収益				
(1) 料金収入		121,817		
(2) 道路資産完成高		17,701		
(3) その他の売上高		3,147	142,666	99.2
2 営業費用				
(1) 道路資産賃借料		85,905		
(2) 道路資産完成原価		17,701		
(3) 管理費用		33,153	136,760	95.1
高速道路事業営業利益			5,905	4.1
II 関連事業営業損益				
1 営業収益				
(1) 駐車場事業収入		682		
(2) 休憩所等事業収入		35		
(3) 高架下事業収入		33		
(4) 受託業務収入		330	1,083	0.8
2 営業費用				
(1) 駐車場事業費		1,043		
(2) 休憩所等事業費		31		
(3) 高架下事業費		30		
(4) 受託業務事業費		321	1,428	1.0
関連事業営業損失	※1		345	△0.2
全事業営業利益			5,560	3.9
III 営業外収益				
1 受取利息		4		
2 土地物件貸付料		48		
3 損害賠償金等		32		
4 雑収入		84	170	0.1

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
IV 営業外費用				
1 支払利息		52		
2 回数券払戻関連費用	※2	414		
3 雑損失		62	528	0.4
経常利益			5,201	3.6
税引前当期純利益			5,201	3.6
法人税、住民税及び事 業税		2,265	2,265	1.6
当期純利益			2,936	2.0
当期末処分利益			2,936	

(注) 百分比は全事業営業収益(143,749百万円)を100とする比率であります。

營業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	金額 (百万円)		
I 高速道路事業営業費用			
1 道路資産賃借料		85,905	
2 道路資産完成原価		17,701	
3 管理費用			
(1) 維持修繕費	16,558		
(2) 管理業務費	12,088		
(3) 一般管理費	4,507	33,153	
高速道路事業営業費用合計			136,760
II 関連事業営業費用			
1 駐車場事業費			
(1) 駐車場事業原価	986		
(2) 一般管理費	57	1,043	
2 休憩所等事業費			
(1) 休憩所等事業原価	22		
(2) 一般管理費	9	31	
3 高架下事業費			
(1) 高架下事業原価	16		
(2) 一般管理費	14	30	
4 受託業務事業費			
(1) 受託業務事業費	321	321	
関連事業営業費用合計			1,428
全事業営業費用合計			138,188

## (2) 科目明細書

## ① 道路資産完成原価

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	—	—
II 労務費		1,764	2.1
III 経費		75,084	93.2
IV 一般管理費		2,556	3.1
V 金利等		1,151	1.4
当期総製造費用		80,557	100.0
期首仕掛道路資産		185,500	
合計		266,057	
期末仕掛道路資産		248,356	
道路資産完成原価		17,701	

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	金額 (百万円)
外注費	69,257

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

## ② 維持修繕費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	867	5.2
II 経費		15,691	94.7
維持修繕費		16,558	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	金額 (百万円)
外注工事費	11,006
業務委託費	2,588

③ 管理業務費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		893	7.4
II 経費	※1	11,194	92.6
管理業務費		12,088	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	金額 (百万円)
業務委託費	7,635
減価償却費	1,604

④ 駐車場事業原価

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		26	2.7
II 経費	※1	960	97.3
駐車場事業原価		986	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	金額 (百万円)
減価償却費	398

⑤ 休憩所等事業原価

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		3	14.6
II 経費	※1	19	85.4
休憩所等事業原価		22	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
業務委託費	12
修繕費	5

⑥ 高架下事業原価

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		5	31.9
II 経費	※1	10	68.1
高架下事業原価		16	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
業務委託費	6
減価償却費	2

⑦ 受託業務事業費

		当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		302	3.2
II 経費	※1	9,003	96.7
当期総製造費用		9,305	100.0
期首受託業務前払金		5,022	
合計		14,328	
期末受託業務前払金		14,007	
受託業務事業費		321	

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	金額 (百万円)
外注費	7,664
土地代	471

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

⑧ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は4,588百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

業務委託費	1,428百万円
給料手当	778百万円
退職給付費用	569百万円
広告宣伝費	564百万円
租税公課	316百万円
賃借料	231百万円
賞与引当金繰入額	214百万円
減価償却費	78百万円

## ④【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
I 高速道路事業営業損益				
1 営業収益				
(1) 料金収入		125,004		
(2) 道路資産完成高		21,012		
(3) その他の売上高		2,864	148,881	98.1
2 営業費用				
(1) 道路資産賃借料		96,417		
(2) 道路資産完成原価		21,012		
(3) 管理費用		21,505	138,934	91.6
高速道路事業営業利益			9,947	6.6
II 関連事業営業損益				
1 営業収益				
(1) 駐車場事業収入		801		
(2) 休憩所等事業収入		29		
(3) 高架下事業収入		32		
(4) 受託業務収入		2,010	2,874	1.9
2 営業費用				
(1) 駐車場事業費		711		
(2) 休憩所等事業費		26		
(3) 高架下事業費		17		
(4) 受託業務事業費		2,004	2,759	1.8
関連事業営業利益	※1		115	0.1
全事業営業利益			10,062	6.6
III 営業外収益				
1 受取利息		8		
2 土地物件貸付料		49		
3 損害賠償金等		42		
4 雑収入		31	132	0.1

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
IV 営業外費用				
1 支払利息		52		
2 雑損失		10	63	0.0
経常利益			10,131	6.6
V 特別利益				
1 前期損益修正益	※2	149		
2 承継資産評価調整益	※3	306	455	0.3
税引前中間純利益			10,586	7.0
法人税、住民税及び事 業税		4,577	4,577	3.0
中間純利益			6,009	4.0

(注) 百分比は全事業営業収益(151,756百万円)を100とする比率であります。

⑤【利益処分計算書】

		当事業年度 (平成18年6月29日) (注)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
I 当期末処分利益			2,936
II 利益処分額			
1 任意積立金			
(1) 別途積立金		2,936	2,936
III 次期繰越利益			—

(注) 日付は、株主総会承認日であります。

⑥【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高 (百万円)	13,500	13,500	—	13,500	—	2,936	2,936	29,936	29,936
中間会計期間中の変動額									
承継資産評価額の調整 (注1)	—	—	△4,485	△4,485	—	—	—	△4,485	△4,485
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替	—	—	4,485	4,485	—	△4,485	△4,485	—	—
別途積立金の積立 (注2)	—	—	—	—	2,936	△2,936	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	6,009	6,009	6,009	6,009
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	2,936	△1,411	1,524	1,524	1,524
平成18年9月30日残高 (百万円)	13,500	13,500	—	13,500	2,936	1,524	4,460	31,460	31,460

(注) 1. 承継資産の取得価額の調整によるものであります。

2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)						
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。						
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。						
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>2～49年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2～17年</td> </tr> </table> なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	建物	2～49年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年
建物	2～49年						
構築物	2～45年						
機械及び装置	2～17年						
4 繰延資産の処理方法	(1) 道路建設関係社債発行費 3年で每期均等額を償却しております。 (2) 道路建設関係社債発行差金 債券の償還期間にわたって月割償却しております。						

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
<p>6 リース取引の処理方法</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度  
(平成18年3月31日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債10,000百万円の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,644,159百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、16,672百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が18,205百万円減少しております。そのうち1,533百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る16,672百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。

※4 関連事業固定資産内訳

(1) 有形固定資産

駐車場事業	4,541百万円
休憩所等事業	1,151百万円
高架下事業	21百万円
有形固定資産	5,714百万円

※5 会社が発行する株式 普通株式 108,000,000株  
発行済株式総数 普通株式 27,000,000株

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
※1	関連事業営業損失の内訳
	駐車場事業営業損失                      △361百万円
	休憩所等事業営業利益                      3百万円
	高架下事業営業利益                      2百万円
	受託業務事業営業利益                      9百万円
	<hr/>
	関連事業営業損失                      △345百万円
※2	回数券払戻関連費用には、回数券払戻引当金繰入額282百万円が含まれております。

(リース取引関係)

当事業年度  
(自 平成17年10月1日  
至 平成18年3月31日)

(借主側)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引  
該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年内 192,828百万円

1年超 11,952,738百万円

合計 12,145,566百万円

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。

当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当事業年度(平成18年3月31日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

## (税効果会計関係)

当事業年度 (平成18年3月31日)	
1	繰延税金資産の発生主な原因別内訳
	繰延税金資産
	貸倒引当金 6百万円
	賞与引当金 356百万円
	回数券払戻引当金 114百万円
	退職給付引当金 425百万円
	未払事業税 39百万円
	その他 5百万円
	繰延税金資産小計 947百万円
	評価性引当額 △947百万円
	繰延税金資産合計 —
2	法人税実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率 40.7%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0%
	評価性引当額の増減 0.7%
	その他 2.2%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.6%

## (1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,108.74円
1株当たり当期純利益金額	108.74円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
損益計算書上の当期純利益金額(百万円)	2,936
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	2,936
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) たな卸資産 ① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 ② 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2～49年 構築物 2～45年 機械及び装置 2～17年 なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>
<p>3 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>

	<p>当中間会計期間  (自 平成18年4月1日  至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金については、従来、内規において支給基準が規定されていなかったことから、支出時の費用として処理する方法としておりましたが、当中間会計期間から内規に基づく中間期末要支給額を計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、内規の改正により支給基準が明文化されたことを契機に、役員退職慰労金を在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものです。この変更が損益に与える影響額は軽微であります。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 完成工事高の計上基準</p> <p>① 道路資産完成高  工事完成基準によっております。</p> <p>② 工事に係る受託業務収入  工事完成基準によっております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理  消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
1 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は31,460百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>
2 金融商品に関する会計基準の改正	<p>当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
3 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い	<p>当中間会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金70百万円は、当中間会計期間から道路建設関係社債より控除して表示しております。</p>

追加情報

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>承継資産評価額の調整</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)に基づき、当社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額(仕掛道路資産△385百万円、高速道路事業固定資産△4,153百万円(構築物△3,537百万円、機械及び装置△609百万円など)、各事業共用固定資産54百万円)を当中間会計期間において調整し、その他資本剰余金を4,485百万円減額しております。</p> <p>また、これに伴い、繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ同額の振替を行っております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末  
(平成18年9月30日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債19,904百万円の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務1,588,959百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、35,781百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が21,884百万円減少しております。そのうち2,775百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る19,109百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。

4 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額

㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円
㈱三菱東京UFJ銀行	4,000百万円
㈱三井住友銀行	4,000百万円
㈱横浜銀行	4,000百万円
借入未実行残高	—
差引額	20,000百万円

当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
※5 関連事業固定資産内訳	
(1) 有形固定資産	
駐車場事業	4,499百万円
休憩所等事業	1,148百万円
高架下事業	19百万円
有形固定資産	5,668百万円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
※1 関連事業営業利益の内訳	
駐車場事業営業利益	90百万円
休憩所等事業営業利益	3百万円
高架下事業営業利益	15百万円
受託業務事業営業利益	5百万円
関連事業営業利益	115百万円
※2 前期損益修正益	
前事業年度における駐車場事業費	149百万円
※3 承継資産評価調整益	
承継資産の一部の取得価額の調整にともない、減価償却累計額の調整を実施したものです。	
4 減価償却実施額	
有形固定資産	1,936百万円
無形固定資産	228百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

当中間会計期間  
 (自 平成18年4月1日  
 至 平成18年9月30日)

## (借主側)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる  
 もの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相  
 当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	中間期末残 高相当額 (百万円)
工具、器具及 び備品	289	30	259
無形固定資産	33	3	29
合計	323	33	289

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高  
 が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が  
 低いため、支払利子込み法により算定しておりま  
 す。

② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	80百万円
1年超	208百万円
合計	289百万円

(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過  
 リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末  
 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法  
 により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	33百万円
減価償却費相当額	33百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする  
 定額法によっております。

当中間会計期間  
(自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日)

2 オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

1年内	193,143百万円
1年超	11,856,005百万円
合計	12,049,149百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており、
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成18年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,165.20円
1株当たり中間純利益金額	222.57円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
損益計算書上の中間純利益金額(百万円)	6,009
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	6,009
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)
純資産の部の合計金額(百万円)	31,460
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	31,460
1株当たり純資産額の算定に用いられた中 間期末の普通株式の数(千株)	27,000

(重要な後発事象)

当中間会計期間  
(自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日)

株式取得による会社の買収

(1) 目的

当社は、安全・円滑な道路サービスの向上に不可欠な業務の提供について、経営方針の徹底及び連結子会社とすることによる経営の透明性の向上を図るため、平成18年12月27日にトラスティーロード㈱の株式312株を20百万円で取得しました。これによりトラスティーロード㈱の議決権52%を獲得いたしました。

(2) 株式取得の相手会社の名称

セントラルハイウェイサービス㈱	36株
東京ロードサービス㈱	36株
首都高パトロール㈱	240株

(3) 買収する会社の名称、事業内容、規模

① 名称

トラスティーロード㈱

② 事業内容

料金収受業務

③ 資本金

30百万円

⑦【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)	
高速道 路事業	有形固 定資産	建物	840	0	—	840	23	23	817	
		構築物	19,670	17	8	19,678	404	404	19,274	
		機械及び装置	22,729	1,008	21	23,716	1,087	1,088	22,629	
		車両運搬具	336	204	32	508	60	66	447	
		工具、器具及び備品	74	5	—	80	12	12	67	
		土地	268	—	—	268	—	—	268	
		建設仮勘定	1,572	2,130	1,960	1,742	—	—	1,742	
		計	45,492	3,366	2,022	46,836	1,587	1,594	45,248	
		無形固定資産	14	724	—	739	15	15	723	
		合計	45,506	4,090	2,022	47,575	1,603	1,609	45,971	
関連事 業	有形固 定資産	建物	5,231	70	250	5,051	368	392	4,682	
		構築物	1	—	—	1	0	0	1	
		機械及び装置	62	—	—	62	9	9	53	
		工具、器具及び備品	0	—	—	0	0	0	0	
		土地	976	—	—	976	—	—	976	
		建設仮勘定	—	70	70	—	—	—	—	
		計	6,272	141	321	6,092	378	402	5,714	
	合計	6,272	141	321	6,092	378	402	5,714		
各事業 共用	有形固 定資産	建物	4,722	66	73	4,715	133	141	4,581	
		構築物	26	—	—	26	2	2	24	
		機械及び装置	3	—	—	3	0	0	2	
		車両運搬具	12	—	—	12	2	2	10	
		工具、器具及び備品	112	29	7	134	13	14	121	
		土地	7,955	—	335	7,620	—	—	7,620	
		建設仮勘定	—	270	270	—	—	—	—	
		計	12,833	366	687	12,512	152	161	12,360	
		無形固 定資産	ソフトウェア	1,353	175	—	1,529	108	108	1,420
	その他		1	—	—	1	—	—	1	
		計	1,355	175	—	1,530	108	108	1,422	
	合計	14,189	541	687	14,043	261	270	13,782		
その他 の固定 資産	有形固 定資産	建物	13	—	—	13	0	0	13	
		機械及び装置	12	—	—	12	0	0	12	
		土地	57	—	0	57	—	—	57	
		計	83	—	0	83	0	0	83	
長期前払費用			2	2	0	4	0	1	(2) 3	
繰延資産	道路建設関係社債発行 費		—	30	—	30	10	10	20	
	道路建設関係社債発行 差金		—	75	—	75	0	0	74	
	計		—	105	—	105	10	10	94	

(注) 1. 各事業共用固定資産の主なものは庁舎、宿舍であります。

2. 長期前払費用

( ) 金額は、うち一年以内に償還予定の金額であって、貸借対照表においては流動資産の部の「前払費用」に計上しております。

【資本金等明細表】

区分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (百万円)		13,500	—	—	13,500
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(27,000,000)	(—)	(—)	(27,000,000)
	普通株式 (百万円)	13,500	—	—	13,500
	計 (株)	(27,000,000)	(—)	(—)	(27,000,000)
	計 (百万円)	13,500	—	—	13,500
資本準備金	資本準備金				
	株式払込剰余金 (百万円)	13,500	—	—	13,500
	計 (百万円)	13,500	—	—	13,500

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	186	14	10	—	190
賞与引当金	1,041	876	1,041	—	876
回数券払戻引当金	507	282	507	—	282

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	262
預金	
当座預金	—
普通預金	8,529
通知預金	16,943
譲渡性預金	25,000
小計	50,472
合計	50,735

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
首都高速道路料金割引社会実験協議会	3,156
株式会社ジェーシービー	1,979
三井住友カード株式会社	1,578
ユーシーカード株式会社	1,543
トヨタファイナンス株式会社	1,524
その他	8,285
合計	18,067

(2) 滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
15,220	135,952	133,105	18,067	12.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

### 3 未収入金

#### (1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
国土交通省	2,392
麴町税務署	1,218
日本土地建物株式会社	48
東日本電信電話株式会社	47
東京都中央区	43
その他	170
合計	3,920

#### (2) 滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
2,089	58,281	56,450	3,920	6.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	16,644	1,875	—	18,520
	労務費	1,509	226	—	1,736
	外注費	—	136	—	136
	経費	19,569	1,457	—	21,027
	金利等	—	244	—	244
	一般管理費人件費	—	193	—	193
	一般管理費経費	—	141	—	141
	計	37,723	4,274	—	41,998
建設費 (除却工事費用その他を含む。)	材料費	—	—	—	—
	労務費	7,556	1,537	418	8,676
	外注費	128,187	69,121	16,504	180,804
	経費	8,011	2,493	386	10,118
	金利等	4,020	907	162	4,764
	一般管理費人件費	—	1,259	145	1,113
	一般管理費経費	—	962	82	880
	計	147,776	76,282	17,701	206,357
合計	185,500	80,557	17,701	248,356	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
都道首都高速目黒板橋線	175,855
埼玉県道高速さいたま戸田線	17,860
都道首都高速晴海線	10,043
川崎市道高速縦貫線	16,679
横浜市道高速横浜環状北線	13,556
都道首都高速板橋足立線	2,607
合計	236,602

## (2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
残土処理券	259
塩化カルシウム	31
その他	51
合計	342

## II 流動負債

## 1 高速道路事業営業未払金

## 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	17,561
財団法人首都高速道路技術センター	1,285
株式会社東芝	958
五洋建設株式会社	580
前田・大本 S J 34	551
その他	23,287
合計	44,224

## 2 未払金

## 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
木原建設株式会社	449
横浜市	169
ハイウェイ技術サービス株式会社	81
財団法人首都高速道路技術センター	76
株式会社日立情報システムズ	71
その他	2,630
合計	3,478

### Ⅲ 固定負債

#### 1 道路建設関係長期借入金

借入先	金額（百万円）
財務省	128,379 (-)
国土交通省（注2）	40,180 (-)
東京都（注2）	40,180 (-)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 （注2）	17,217 (1,251)
株式会社みずほコーポレート銀行	8,926 (-)
株式会社三井住友銀行	4,187 (-)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,182 (-)
農林中央金庫	745 (-)
その他	2,636 (-)
合計	243,632 (1,251)

（注）1. （ ）内に表示した金額は返済期限が1年以内の金額で、貸借対照表には流動負債の「一年以内返済予定長期借入金」として計上しています。

また、上記合計金額243,632百万円から一年以内返済予定長期借入金1,251百万円を控除した242,381百万円は、固定負債の「道路建設関係長期借入金」として計上しています。

2. 無利子の借入です。

#### 2 その他の長期借入金

借入先	金額（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	6,670 (-)
株式会社三井住友銀行	470 (-)
合計	7,140 (-)

（注）（ ）内に表示した金額は返済期限が1年以内の金額です。

#### 3 退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付引当金	28,979
合計	28,979

(3) 【その他】

大気汚染物質（自動車排出ガス）の排出差止め及び損害賠償請求訴訟

東京23区内にかつて又は現在、居住又は勤務し、公害健康被害の補償等に関する法律に定める気管支ぜん息等の指定疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎）の認定を受けた患者及び認定を受けていない患者並びにそれらの遺族から、国、東京都、当社、機構及びディーゼル自動車を製造しているメーカー7社とともに、一定数値を超える大気汚染物質（自動車排出ガス）の排出差止め及び損害賠償請求訴訟を提起されております。これまで、第1次から第6次まで提訴されており、第1次訴訟は、第一審判決において原告側の主張が一部認容され、首都公団に対して3,300万円（一部東京都と連帯）の賠償を命ずる旨の判決が平成14年10月29日なされております。首都公団はこの判決を不服として控訴し、控訴審は平成18年9月28日に結審しております。第2次乃至第6次訴訟については、一審において係争中です。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券並びにその他必要券種
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 首都高速道路株式会社経営企画部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ですが、そのうち14,533,319株を保有する株主2名から株券不所持の申し出を受け、その株式については株券不発行となっております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本有価証券届出書により募集を予定している首都高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「本社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

#### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

##### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

有価証券届出書提出日（平成19年2月26日）現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、有価証券届出書提出日（平成19年2月26日）現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成18年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,463,874百万円
政府出資金	3,408,856百万円
地方公共団体出資金	1,055,018百万円
II 資本剰余金	850,932百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
III 利益剰余金	51,778百万円
当期末処分利益	51,778百万円
資本合計	5,366,585百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的  
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
  - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災

- 害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年2月21日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月21日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

追加情報に記載されているとおり、国土交通省からの注意・是正文書に基づき、会社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額を当中間連結会計期間において調整し、資本剰余金を減額している。また、これに伴い、利益剰余金から資本剰余金へ同額の振替を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年2月21日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月21日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

追加情報に記載されているとおり、国土交通省からの注意・是正文書に基づき、会社の設立時に首都高速道路公団から承継された資産の一部の取得価額を当中間会計期間において調整し、その他資本剰余金を減額している。また、これに伴い、繰越利益剰余金からその他資本剰余金へ同額の振替を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

